

## 宿泊施設における「ふっこう割」の適用方法

ふっこう割は、次の3つの方法により適用されます。

### 1. 旅行代理店が販売する旅行商品への適用

- ・ 旅行代理店が販売する旅行商品が割引価格で販売されることで適用されます。
- ・ 特段手続は不要です（手続は旅行代理店が行います）。

### 2. OTA（宿泊予約サイト）への適用

- ・ 旅行者がOTAの発行する割引クーポンを利用することで適用されます。
- ・ 特段手続は不要です（手続はOTAが行います）。

### 3. 宿泊施設における直接予約への適用

- ・ 宿泊施設が部屋を割引価格で提供することで適用されます。
- ・ 各宿泊施設において、事務局に対し、補助金交付のための諸手続を行う必要があります。

※事務簡素化のため、交付申請手続と施設登録手続を一本化しました。

**【3の手続の概要】** ※詳細は、今後お示しする実施マニュアル・各種様式をご参照ください。

#### ① 販売前の手続

##### ◇ 補助金の交付申請（宿泊施設 → 事務局）

- ・ 申請は実施期間分をまとめて行います。
- ・ 申請書には宿泊料金、宿泊者数の見込、希望する補助金額を記載。

交付申請手続の詳細は近日中に観光  
いばらきHPや県HPにてお知らせし  
ます。

##### ◆ 交付決定の通知（事務局 → 宿泊施設）

- ・ 補助の対象となるのは、通知を発出した日以降に販売した宿泊商品です。
- ・ 通知の中の「交付決定額」が補助金の上限額になります（交付決定額が希望どおりになるとは限りません）。

#### ② 販売・宿泊の際の手続

##### ◇ 宿泊商品への「ふっこう割」の表示

- ・ 販売（予約受付）時に、「商品がふっこう割の補助により、割引かれている旨（正規料金と割引後料金）」の記載・説明を行います。

#### ③ 宿泊後の手続

##### ◇ 実績の報告（宿泊施設 → 事務局）

##### ◆ 補助金額確定の通知（事務局 → 宿泊施設）

- ・ 通知の額がお支払いする補助金額です。

##### ◇ 請求書の提出（宿泊施設 → 事務局）

##### ◆ 補助金の支払い（県 → 宿泊施設）